

県外避難した子ども達に対する学習支援活動

東京三会復旧復興本部 特別相談PT(こども) 東京弁護士会
酒 井 桃 子

1 学習支援活動を始めた経緯

東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会では、赤坂プリンスホテル(以下「赤プリ」)で暮らす子ども達の学習支援を緊急課題と位置づけ、これに取り組むためのプロジェクトチームを結成した。

その目的は、都内の避難所で暮らす子ども達は、避難所の近くの学校に転入しても、避難所を移るたびに短期間で学校を転々とすることになるが、子どもにそんな思いをさせたくない保護者は転入手続をためらい、あるいは、1～2か月で福島に戻れるだろうと考えて転入手続を控える保護者もいた。転入手続ができたとしても、学年の最初の時期を欠席してしまったことによる勉強の遅れの心配や、東京の学校に馴染めるかどうか、いじめにあうのではないかといった不安の声も聞こえてきた。そのため、子供の学習支援が必要であった。

2 具体的方策

避難所で暮らす子ども達の学習支援の方法としては、避難所の中に学校から教師を派遣してもらうのが一番であるが、人材確保自体容易ではなく、そこで、一日も早く学習支援を実現するためには、味の素スタジアムのように、避難所の中で学生ボランティア等が学習支援をするのが現実的だと考え、私達は、赤プリにおいても早急に学習支援を開始する必要があることを東京都に訴えた。

プリンスホテルと都は、既に民間ボランティアは入れない方針を決めていたため、交渉は難航が予想されたが、数日後、「弁護士会主催ならば」との条件で、赤プリ内に学習室を作ることを了解を得ることができた。弁護士会に対する信頼の高さを改めて実感した。

しかし、弁護士が学習室で毎日勉強を教えられるわけではないため、今回の活動趣旨に理解を示

してくれた学習ボランティア団体(NPO法人)に協力をお願いして、学習室の中の現場を担ってもらい、弁護士は受付業務をしながら実施状況を把握、保護者対応、事故防止と安全確保の責任を担うことにした。

私たち学習室運営に関わる弁護士とボランティアスタッフは「赤プリ子どもサポーターズ」を結成、4月28日に「赤プリ学習室」がオープンした。参加した弁護士は約60名、3～4時間ずつ1日3交代(最初の1カ月は常時2名体制)で担った。

3 子ども達の評価

小学生は特に抵抗なく入ってきてくれた。子ども達は、家族以外の大人に相手をしてもらったり、他の子どもと一緒に過ごせるのが嬉しいようで、特に週末は利用人数が多く、終了時刻に退室を促すのも大変なほどだった。

最初から勉強に取り組める子がいる一方、勉強どころではない子、静かに工作などで遊びたい子、はしゃいで大騒ぎしてしまう子など、さまざまで、狭い学習室の中で個別に対応するのは限界もあったが、子ども達は「ここにいると楽しい」「ストレスを発散できる」との評価を得られた。

避難生活が長期化する中で、子ども達は自由に遊んだり勉強したりできる場を奪われ、相当ストレスを溜め込んでおり、その発散の場、居場所を求めているものと思われる。

5月中旬になると学校に通い始める子が増えて、学校帰りに学童保育的に学習室を利用する子が多くなったが、ゴールデンウィーク明けに遅れて赤プリへ入居した世帯の子どもなどは、学校への転入手続が済むまでの間、学習室を学校代わりに利用していた。千代田区教育委員会からも、「赤プリ学習室でとてもよくしてもらって、大変感謝している」と保護者が言っておられたと伝えられ、学習室が学

校生活に入るまでのステップの場として役に立ったのだとわかり、一同、励まされた。

4 保護者支援

保護者が受付の弁護士に辛かった思いを打ち明けたり、今の悩みを吐露する場面がみられた。特に、原発30キロ圏外から自主避難している人は、地元に残った住民との関係も悪化し、相当追い詰められた精神状態にあるが、子どもの前では泣くこともできず、一人で悩んでいた母親は、話を聞いてくれる第三者を求めているのだと思う。

物理的な問題で、保護者の相談ブースを作ることではできなかったが、子どものためにも保護者の支援が必要だと考え、受付の弁護士ができる限り保護者の話を聞き、学校問題についての悩みはスクール

ソーシャルワーカーにつなぐなどの対応をすることにした。

5 その他の活動

中高生は、誘いあって学習室に来るということもなく、利用人数は少数にとどまった。

居住フロアへの立入りが禁止されており、戸別訪問ができなかったため、代替案として、夜間は中高生向けの看板を出したり、中高生向けのポスター作成、時間帯変更、アンケート実施など試みたが、効果は上がらなかった。

なお、学習室を利用した子どもには、赤ブリ閉鎖後もサポートできるよう、何かあれば東京弁護士会「子どもの人権110番」に相談してほしいとの手紙を保護者に交付した。（法学セミナー NO.680 参照）

赤坂プリンスホテルにおける学習支援利用人数総計

日付	人数
4月27日	0
4月28日	6
4月29日	14
4月30日	11
合計	31

日付	人数
5月1日	18
5月2日	12
5月3日	14
5月4日	12
5月5日	6
5月6日	18
5月7日	18
5月8日	17
5月9日	15
5月10日	9
5月11日	9
5月12日	19
5月13日	16
5月14日	13
5月15日	6
5月16日	11
5月17日	5
5月18日	16
5月19日	13
5月20日	8
5月21日	10
5月22日	9
5月23日	10
5月24日	6
5月25日	10
5月26日	12
5月27日	8
5月28日	16
5月29日	10
5月30日	13
5月31日	11
合計	370

日付	人数
6月1日	12
6月2日	7
6月3日	3
6月4日	7
6月5日	休み
6月6日	13
6月7日	10
6月8日	14
6月9日	10
6月10日	6
6月11日	14
6月12日	休み
6月13日	8
6月14日	7
6月15日	11
6月16日	6
6月17日	8
6月18日	9
6月19日	休み
6月20日	12
6月21日	10
6月22日	8
6月23日	8
6月24日	10
6月25日	8
6月26日	休み
6月27日	6
6月28日	4
合計	211

赤プリ学習室のご案内

子どもの保護者の皆様へ

このたびの震災では避難を余儀なくされ、大変な毎日をお過ごしになっておられること存じます。心よりお見舞い申し上げます。

私達は、東京弁護士会で、日頃、子どもの権利保障のために活動をしている弁護士です。

赤坂プリンスホテルで暮らす子ども達は、慣れない環境の中で、東京の学校に転入することへの不安、転校を繰り返すことについての不安、避難所生活で勉強が遅れてしまうのではないかと不安、友達と会えない不安など、様々な不安を抱えていると思います。保護者の皆様も子ども達の学校や勉強のことで悩んでおられるのではないかと思います。

そこで、私達は「赤プリ子どもサポーターズ」を結成し、赤坂プリンスホテル内に「赤プリ学習室」を作ることになりました。

「赤プリ学習室」では、弁護士会の学習ボランティア「赤プリ子どもサポーターズ」のメンバーが子ども達の勉強のお手伝いをします。学校に通っている子も、学校に通っていない子も、学校以外の場で同世代の子ども達と一緒に楽しく過ごせるスペースとして活用していただければと思います。

「赤プリ学習室」の場所は、地下1階のプライダルサロンです。

事前予約などの手続は一切不要、飛び込み参加でかまいませんので、是非一度「赤プリ学習室」にお出かけください。

平成23年4月27日

東京弁護士会 子どもの権利と少年法に関する特別委員会

赤プリ子どもサポーターズ

“赤プリ学習室” 開講 の お知らせ

4/28(木)から毎日
やってるよ!

☆ボランティアのお兄さん・お姉さんといっしょに、勉強しよう!
☆体験参加もOK!! “赤プリ学習室”に直接来てください!!

対象：小学生

場所：グランドプリンスホテル赤坂 地下1階

日時：午前10時～12時 午後1時～4時半

(この時間の間、いつ来てもOK!!)

参加費：無料

持ち物：特になし。筆記用具や宿題などあれば持ってきてね!!

参加方法：予約不要。入退室 自由。

- 色々な事情で学校に通っていない子
- 学校の宿題をやりたい子
- 宿題はないけど勉強をしたい子

→ 大学生や社会人のお兄さん・お姉さんが勉強のお手伝いをし

【主催】東京弁護士会・子どもの人権と少年法に関する特別委員会
「赤プリ子どもサポーターズ」

赤プリ学習室終了にあたって

4月28日(中高生の部は5月9日)にオープンした「赤プリ学習室」も、6月28日をもって終了することになりました。

利用して下さった子どもたち、保護者の皆さんには、ご不便をおかけすることたびたびあったかと思いますが、運営にご理解ご協力いただき、本当にありがとうございました。

約2ヶ月の間に、「赤プリ学習室」を利用した子どもたちは、のべ約500人にも達しました。学習の場として決して十分とは言えないスペースでしたが、「赤プリ」のなかに、子どもたちの学習の場を」というささやかな願いからはじまったこの取組は、多くの人の協力を得て、2ヶ月間常設の「学習室」として子どもたちのいる場であり続けました。ここに関わったすべての子どもたちと大人で作ってきた大切な場所でした。

近々「赤プリ学習室」は終了しますが、私たちは、子どもたちの今後について、引き続きご相談に応じていきたいと思っています。これから始まる生活の中で、学校のこと、家族のことなど、赤プリ学習室に関わっていた弁護士に相談してみたいと思われたときには、下記の電話相談窓口にご相談下さい。

赤プリ学習室に関わった私たち弁護士は、東京弁護士会子どもの権利と少年法に関する特別委員会所属の委員です。下記の電話相談を担当する弁護士は、赤プリ学習室を担当した弁護士ではない場合もありますが、赤プリ学習室を利用されていたことをおっしゃって頂ければ、事情のわかる者にお繋ぎすることが出来ます。

子どもたちが安心して元気に生活出来るように、私たちも出来る限りの支援をしていきたいと思っていますので、どうぞお気軽にご連絡下さい。

記

東京弁護士会 子どもの人権110番
TEL 03-3503-0110
平 日 PM1:30～PM4:30 PM5:00～PM8:00
土 曜 PM1:00～PM4:00

以 上

2011年6月

東京弁護士会
子どもの権利と少年法に関する特別委員会
赤プリ子どもサポーターズ